

○再入学に関する規程

制定 平成29年3月17日

(趣旨)

第1条 この規程は、福島大学学則（昭和24年6月1日制定。以下「学則」という。）第20条及び福島大学大学院学則（昭和51年5月25日制定。以下「大学院学則」という。）第15条第1項第1号の規定に基づき、再入学に関し、必要な事項を定めるものとする。

(再入学の資格)

第2条 再入学を志願できる者は、本学の学生であった者で、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 学則第23条の規定（大学院学則第16条において準用する場合を含む。）により退学を許可された者
- 二 学則第26条第1項第2号の規定（大学院学則第16条において準用する場合を含む。）により除籍された者
- 三 学則第26条第1項第5号の規定（大学院学則第16条において準用する場合を含む。）により除籍された者

(再入学の許可期限)

第3条 退学を許可された日又は除籍となった日から3年を経過した者は、再入学を志願することができない。

(再入学の学年)

第4条 第2条第1号及び第2号に該当する者に再入学を許可する学年は、退学又は除籍時の学年とする。ただし、3月31日付けの退学又は大学院の学生で10月期に入学した者で9月30日付けの退学の場合は退学時の次の学年とする。

- 2 第2条第3号に該当する者に再入学を許可する学年は、除籍時の学年とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第2条第3号の者が未納分の授業料に相当する額（以下、「授業料相当額」という。）を納入した場合は、除籍時の次の学年とする。

(出願手続)

第5条 再入学を志願する者は、希望する入学時期の前年の12月28日（土曜日にあたるときは前日、日曜日にあたるときは前々日）までに次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、学長に願出するものとする。

- 一 再入学願（別紙様式により、本人が作成したもの）
- 二 成績証明書
- 三 再入学後の在留資格「留学」の許可を申請する者は、在留資格認定申請の際に必要な経費支弁能力を証明できる書類

四 その他、学類又は研究科が必要とする書類

(再入学の審査・決定)

第6条 再入学を志願する者には、必要に応じて学力試験、面接を行う。

- 2 再入学の可否決定は、当該志願する者の再入学を希望する学類又は研究科において審査し、教員会議又は研究科委員会の議を経て、学長が行う。

(教育課程、履修科目、履修方法及び在学期間等)

第7条 再入学した者の教育課程、履修科目、履修方法(以下「教育課程等」という。)は、再入学時点で現に運用されている教育課程等によるものとし、再入学を許可する都度、当該学類又は当該研究科において定める。

- 2 再入学した者の在学期間は、学則第7条第2項に定める在学期間又は大学院学則第8条第1項及び第2項に定める在学年限から、退学前又は除籍前に在学していた期間を差し引いた期間とする。

- 3 再入学後の休学期間は、退学前又は除籍前の在学期間中の休学期間と合算して学則第25条の2第2項に規定する期間(大学院学則第16条において準用する場合を含む。)を超えることはできない。

(授業科目及び既修得単位)

第8条 再入学した者がすでに履修した授業科目及び既修得単位は、卒業又は修了に必要な授業科目及び単位数の一部とすることができる。

(再入学の手続)

第9条 再入学の許可を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類に入学料を添えて、再入学の手続きを行わなければならない。

- 2 第4条第3項の規定に基づく再入学の学年を希望する者は、前項に規定する入学料のほか授業料相当額を納入するものとする。

(授業料)

第10条 再入学した者の授業料の額は、再入学者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。

(再入学の時期)

第11条 大学院の学生の再入学の時期は、大学院学則第10条の規定によるものとする。

(再入学の制限)

第12条 再入学は同一人について1回限りとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。